

平成25年9月5日開会

平成25年10月1日閉会

平成25年三宅町議会 第3回定例会会議録

三宅町議会

平成25年9月三宅町議会第3回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (9月5日)	
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	5
職務のため会議に出席した者の役職氏名	5
議事日程	6
議長挨拶	8
町長挨拶	8
開会の宣告	8
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
諸般の報告	9
選任第4号の上程、採決	11
認定第1号～認定第6号、議案第65号～議案第73号、承認第12号 の上程、説明	11
同意第4号の上程、説明、質疑、採決	18
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
散会の宣告	21

第 2 号 (9月11日)

出席議員	23
欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	23
職務のため会議に出席した者の役職氏名	23
議事日程	24

開議の宣告	25
議事日程の報告	25
認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について	25
議案第65号～議案第73号、承認第12号の総括質疑、各委員会付託 について	25
一般質問	26
松田睦男君	26
廣瀬規矩次君	28
渡辺哲久君	30
中尾正巳君	33
散会の宣告	35

第 3 号 (9月20日)

出席議員	37
欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	37
職務のため会議に出席した者の役職氏名	37
議事日程	38
開議の宣告	39
議事日程の報告	39
決算審査議決延期の緊急動議、採決	39
常任委員長報告、質疑、討論、採決	41
会期の延長	46
発議第2号についての発言	46
散会の宣告	47
再開の宣告	48
会期の延長	48
散会の宣告	48

第 4 号 (10月1日)

出席議員	49
欠席議員	49
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	49
職務のため会議に出席した者の役職氏名	49
議事日程	50
開議の宣告	51
議事日程の報告	51
特別委員長報告、質疑、討論、採決	51
閉会中の継続審査について	59
町長挨拶	60
閉会の宣告	60
署名議員	63

三宅町告示第145号

平成25年9月三宅町議会第3回定例会を
次のとおり招集する

平成25年8月28日

三宅町長 志野 孝光

記

1. 招集日時 平成25年9月5日 木曜日
午前10時00分 開会
2. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成25年9月三宅町議会第3回定例会

会期日程表

平成25年 9月 5日木曜日
平成25年10月 1日火曜日
27日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	9月5日 木曜日	午前10時00分	定例会開会 (提案説明・諸報告)
第2日目	9月6日 金曜日		休会
第3日目	9月7日 土曜日		休会
第4日目	9月8日 日曜日		休会
第5日目	9月9日 月曜日		休会
第6日目	9月10日 火曜日		休会
第7日目	9月11日 水曜日	午前10時00分	定例会再開 (総括質疑・一般質問)
第8日目	9月12日 木曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (一般会計) (特別会計) (歳入、歳出決算説明)
第9日目	9月13日 金曜日	午前10時00分	決算審査特別委員会 (一般会計) (特別会計) (歳入、歳出決算質疑)
第10日目	9月14日 土曜日		休会
第11日目	9月15日 日曜日		休会
第12日目	9月16日 月曜日		休会
第13日目	9月17日 火曜日	午前10時00分 午後1時30分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第14日目	9月18日 水曜日		休会
第15日目	9月19日 木曜日	午後2時00分	式下中学校組合議会
第16日目	9月20日 金曜日	午後1時30分	定例会再開
第17日目	9月21日 土曜日		休会
第18日目	9月22日 日曜日		休会
第19日目	9月23日 月曜日		休会

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第20日目	9月24日 火曜日		休会
第21日目	9月25日 水曜日		休会
第22日目	9月26日 木曜日		休会
第23日目	9月27日 金曜日		休会
第24日目	9月28日 土曜日		休会
第25日目	9月29日 日曜日		休会
第26日目	9月30日 月曜日		休会
第27日目	10月1日 火曜日	午後1時00分 午後2時00分	議員全員協議会 定例会再開

平成25年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成25年9月5日木曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡辺哲久	植村ケイ子	川口靖夫
中尾正巳	廣瀬規矩次	馬場武信
松田睦男	池本久隆	

欠席議員数（2名）

辰巳勝秀	梅本勝久
------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野孝光	副町長	中村吉代茂
教育委員長	岡本真寿美	監査委員	片岡嘉夫
未来創造部長	東浦一人	総務部長	中川章
土木環境部長	岡本豊彦	くらし創造部長	松本幹彦
会計管理者	向井理則	幼稚園長	吉井五十鈴
教育委員会次長	吉田明宏		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土江義仁	モニター室係	森本典秀
モニター室係	村上菜保		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1番議員	渡辺哲久	2番議員	植村ケイ子
------	------	------	-------

平成25年9月三宅町議会第3回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成25年9月 5日 木曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 会計監査報告
- (2) 健全化判断比率及び資金不足比率報告
- 日程第4 選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第5 認定第1号 平成24年度三宅町一般会計決算認定について
- 日程第6 認定第2号 平成24年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第3号 平成24年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第4号 平成24年度三宅町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第5号 平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第6号 平成24年度三宅町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第65号 平成25年度三宅町一般会計第3回補正予算について
- 日程第12 議案第66号 平成25年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算について
- 日程第13 議案第67号 平成25年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について
- 日程第14 議案第68号 平成25年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について
- 日程第15 議案第69号 平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について
- 日程第16 議案第70号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第71号 子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第18 議案第72号 三宅町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第73号 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 承認第12号 (専決処分事項報告) 伴堂保育所大規模改修工事にかかる請負契約

の変更について

- 日程第21 同意第4号 三宅町教育委員会委員の任命について
- 日程第22 発議第3号 地方交付税の充実・強化を求める意見書
- 日程第23 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（馬場武信君） 会議を始めます。

平成25年9月三宅町議会第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜り、心から敬意を表する次第でございます。

本日、提案されております議案につきましては、平成24年度一般会計決算を初めとした認定6件、議案9件、承認1件、同意1件、議員発議1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が達せられますように議事運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げて、開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（馬場武信君） 開会に先立ち、志野町長より挨拶をいただきます

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成25年9月三宅町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご出席いただき大変ありがとうございます。また、平素は町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本定例会にご提案いたしておりますのは、平成24年度一般会計決算案を初めとする決算認定案6件、平成25年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案5件、条例の制定案1件、改正案3件、工事請負契約の変更案1件、人事の同意案1件の計17件の重要案件をご提案申し上げ、議会からは選任案1件の合わせて計18件のご審議をいただくわけですが、何とぞ慎重ご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（馬場武信君） ありがとうございます。

初めに、9番議員、辰巳勝秀君より、病気により本日の欠席届が、また10番議員、梅本勝久君より、検査のため同じく本日欠席届が出ていることを報告いたしておきます。

ただいまの出席議員数は8名で定足数に達しております。

よって、平成25年9月三宅町議会第3回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（馬場武信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておるとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場武信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により1番議員、渡辺哲久君及び2番議員、植村ケイ子君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（馬場武信君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より9月20日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より9月20日までの16日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付しておるとおりでございますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（馬場武信君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡嘉夫監査委員より監査報告を求めます。

片岡委員。

○監査委員（片岡嘉夫君） 正確な報告をするため、前もって用意した文書を読む形で監査委員報告とさせていただきます。

監査委員報告。

去る8月20日、梅本勝久監査委員とともに平成25年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成24年度三宅町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算並びに平成25年度会計の状況、現金の出納保管、資金の運用等について検査を行い、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところや特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成25年9月5日、監査委員 片岡嘉夫。

○議長（馬場武信君） ご苦労さまです。

次に、中川総務部長より健全化判断比率及び資金不足比率報告を求めます。

中川部長。

○総務部長（中川 章君） ただいま議長から指示がありました健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算指数を算定した報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元に配付いたしております財政健全化法に係る健全化判断比率報告について並びに公営企業会計に係る資金不足比率報告についてのとおり、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率はなしでございます。

実質公債費比率は7.1%、昨年と比べ、わずかながら好転いたしております。

将来負担比率につきましては41.6%となっております。この率につきましては、昨年と比べ、わずかながら上昇しております要因につきましては、式下中学校の大規模改修事業による地方債残高が増加したものであります。

資金不足比率はなしであり、現在は健全段階にあることをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

決算審査のため——はい、どうぞ、何か。

○7番（松田睦男君） その前に、今、決算書についての報告がありましたんですけれども、会計監査のほうからね、これ、さきの奈良地裁の判決等を踏まえて、それでもう一切何も法に触れることはなかったというふうには報告がありましたが、本当にそうなんでしょうか。

○議長（馬場武信君） 監査委員、一応ごく、回答、座ってで結構です、その場で結構です。

○監査委員（片岡嘉夫君） 今の段階では、裁判中とお聞きしておりますので、少し発言のほうは控えさせていただきたいと思います。

○議長（馬場武信君） はい、それで松田議員、ご了承願いたいと思います。

◎選任第4号の上程、採決

○議長（馬場武信君） 日程第4、選任第4号 三宅町決算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

決算審査のため、決算審査特別委員会を委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、9名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長及び委員9名をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第12条の規定はありますが、私のほうで指名をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただきます。

それでは、特別委員会委員長に渡辺哲久君、副委員長に廣瀬規矩次君を指名します。

◎認定第1号～認定第6号、議案第65号～議案第73号、承認第12号の上程、説明

○議長（馬場武信君） お諮りします。

日程第5、認定第1号 平成24年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第22、発議第3号 地方交付税の充実・強化を求める意見書についてまでは、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

なお、採決は起立をもって行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第5、認定第1号 平成24年度三宅町一般会計決算認定についてより日程第20、承認第12号 (専決処分事項報告) 伴堂保育所大規模改修工事にかかる請負契約の変更についてまでの認定6件、議案9件、承認1件を一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

何か、はい。

○2番(植村ケイ子君) 日程第20の承認第12号の伴堂の大規模工事のことでちょっとお聞きしたいことがあるときは、いつ言ったらいいんか。

○議長(馬場武信君) 後の質疑でしていただいたら結構です。

○2番(植村ケイ子君) はい、わかりました。

○議長(馬場武信君) ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読は省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長(志野孝光君) 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明申し上げます。

まず、認定第1号 平成24年度三宅町一般会計決算認定案並びに認定第2号から認定第5号までの各特別会計の決算認定案、並びに認定第6号 三宅町水道事業会計決算認定案については、先ほど報告がございました監査委員の審査を得ましたので、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、本定例会において認定を賜るべく提出をいたしております。認定第1号から認定第5号までは、後ほど会計管理者が説明を申し上げます。

認定第6号 平成24年度三宅町水道事業会計決算認定案については、収益勘定による収入額は1億8,879万3,485円、支出額は1億8,685万1,224円で、収支差引額は194万2,261円となっております。また、資本勘定による収入額は636万3,000円、支出額は3,516万8,632円で、収支差引額は2,880万5,632円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金で補填いた

しております。

議案第65号 平成25年度三宅町一般会計第3回補正予算案については、歳入の款8 地方特例交付金において、交付額決定に伴い、地方特例交付金で181万1,000円の減額補正を行っております。

款9 地方交付税において、普通交付税の交付額決定に伴い5,707万1,000円の増額補正を行っております。

款11分担金及び負担金では、土地改良事業受益者負担金の変更により87万7,000円の増額補正を行っております。

款13国庫支出金の保育所運営費国庫負担金では、委託児童の増に伴い39万9,000円の増額並びに保健事業補助金では32万3,000円の減額を行い、総務補助金では緊急雇用創出事業交付金241万3,000円の増額補正を行っており、おのこの事業の交付決定に伴う補正を行っております。

款14県支出金の保育所運営費県費負担金で19万9,000円の増額並びに総務補助金では奈良モデル推進補助金663万9,000円の増額を行い、農林水産業補助金では65万円の増額補正を行っており、おのこの事業の交付決定等に伴う補正を行っております。

款18繰越金では、前年度からの繰越金として6,334万2,000円の増額補正を行ったものであります。

款19諸収入では、消防団員安全装備品整備等助成事業助成金16万4,000円の増額を行ったものであります。

款20町債では、普通交付税の交付額決定等に伴い、臨時財政対策債570万円の減額補正を行っております。

次に、歳出の款2 総務費の総務管理費では、臨時職員賃金並びに職員退職者特別負担金、職員採用に係る経費として587万7,000円の増額を行い、瓢箪山整備事業に伴う費用194万7,000円の減額並びに奈良モデル推進事業に伴う事業費274万3,000円の減額を行い、財政調整基金への積立金として6,000万円の増額並びに公債償還基金積立金として5,000万円の増額を行い、戸籍住民基本台帳費では戸籍等改ざん防止用紙印刷代に伴う費用11万6,000円の増額を図っております。

款3 民生費の総合センター費では、洗濯機故障による購入費用として4万円の増額並びに解放会館費ではパート職員賃金167万3,000円の増額補正を行いました。

児童福祉費では、子ども・子育て会議委員報酬で4万8,000円の増額及び委託児童数の増

等に伴い177万7,000円の増額補正を行っております。

款4衛生費では、がん検診推進事業委託料51万3,000円の減額につきましては、検査項目等の変更による減額補正予算を行っております。

款6農林水産業費の負担金補助及び交付金88万円の増額については、石見水路改修事業に伴う受益者負担金返却分の増額補正を図っております。

款7商工費では、特産物推進事業に係る23万2,000円の増額補正を行っております。

款8土木費の道路橋梁費では、三宅1号線整備事業委託料として75万2,000円の増額、都市計画費では、公共下水道整備事業特別会計繰出金として578万1,000円の増額補正を行っております。

款9消防費の消防総務費では、災害に強い町づくり事業等として61万6,000円の増額補正を行っております。

款10教育費の教育総務費では、職員の退職手当組合負担金45万円の増額並びに中学校費については式下中学校組合負担金1,419万円の減額を行い、社会教育費では職員人件費194万円の増額補正を行っております。

款14予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため1,313万1,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は1億2,392万円の増額補正となり、予算総額を33億6,606万1,000円と定めるものであります。

議案第66号 平成25年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案については、歳入の款11繰越金では、繰越金の額の確定により3,771万5,000円の増額を行っております。

歳出については、款10諸支出金については、前年度分の国庫支出金等の確定による返還金618万9,000円の増額補正を行ったものであります。

款11予備費については、歳入歳出予算額の調整を行うため3,152万6,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におおの3,771万5,000円を増額し、予算総額を8億4,505万5,000円と定めるものであります。

議案第67号 平成25年度三宅町後期高齢者医療保険特別会計第1回補正予算案については、歳入の款5繰越金では、繰越金の額の確定により5万6,000円の増額を行っております。

歳出については、款5予備費において、歳入歳出予算額の調整を行うため5万6,000円の増額補正を行っております。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの5万6,000円を増額し、予算総額を8,899万6,000円と定めるものであります。

議案第68号 平成25年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案については、歳入の款4国庫支出金では、過年度分介護給付費国庫負担金63万7,000円を増額を行い、款5支払基金交付金においても、過年度分介護給付費交付金21万6,000円を増額を行っており、款6県支出金においても、過年度分介護給付費県負担金52万1,000円を増額補正を行っております。

款9繰越金では、前年度繰越金の確定により172万9,000円を増額補正を行っております。

歳出においては、款6諸支出金は、前年度分の国庫支出金等の確定に伴う返還金として73万9,000円を増額補正を行っており、款7予備費において、歳入歳出予算額の調整を行うため137万2,000円を増額補正を行っております。

款8基金積立金では、介護給付費準備基金積立金として基金へ積み立てを行うべく、99万2,000円を増額補正を行うものであります。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの310万3,000円を増額し、予算総額を6億1,310万3,000円と定めるものであります。

議案第69号 平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算案については、歳入においては、款3繰入金では、公共下水道整備費に係る一般会計繰入金578万1,000円を増額並びに款5町債においても、さきの繰入金同様、公共下水道整備費に係る下水道事業債480万円の増額補正を行っております。

歳出においては、款1公共下水道事業費では、石見地区で取り出し管工事が生じたため、事業関係委託料並びに工事請負費合わせ1,058万1,000円を増額補正を行うものであります。

以上のことから、歳入歳出予算額におのおの1,058万1,000円を増額し、予算総額を3億6,792万4,000円と定めるものであります。

以上が補正予算案5件の概要であり、説明を終わります。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第70号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定案については、地方税法の一部改正に伴う延滞金の割合の引き下げに合わせ、普通徴収に係る介護保険料の延滞金の割合の引き下げを行うべく、条例の一部改正を提出いたしました。

議案第71号 子ども・子育て会議設置条例の制定案については、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、町が実施する児童福祉法、その他子供に関する法律による施策について調査審議する機関を設置する必要があることから、本条例の制定案の提出をいたしました。

議案第72号 三宅町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定案について並びに議案第

73号 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定案については、児童館や放課後児童健全育成施設は子供の安心・安全な居場所として、また地域の子育て支援の拠点として、多様なサービスの提供と今までにも増した効率的な上記施設の運営を行う必要があるため、指定管理者制度の導入が可能となるよう関係条例の一部改正を行うべく提出をいたしております。

承認第12号（専決処分事項報告）伴堂保育所大規模改修工事にかかる請負契約の変更案については、契約に一部変更が生じたため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしました。

続きまして、同意案についてご説明いたします。

同意第4号 三宅町教育委員会委員の任命については、1名の委員の任期満了に伴い同意を願うべく、地方教育行政の組織及び運用に関する法律第4条第1項の規定に基づき提出をいたしております。

以上が今定例議会に提出いたしました決算認定案6件、補正予算案5件、条例の制定案1件、条例の改正案3件、工事請負契約の変更案1件、同意案1件の計17件の概要説明であります。

議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（馬場武信君） ご苦労さまです。

ただいま、町長の説明が終わりましたので、引き続き向井会計管理者より説明を求めます。向井君。

○会計管理者（向井理則君） 失礼します。それでは、認定第1号から認定第5号までの平成24年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、その概要を順次ご説明申し上げます。

決算書の1ページ、決算一覧表をごらんください。

まず初めに、認定第1号 平成24年度三宅町一般会計の決算につきましては、当初予算額30億3,000万円でありましたが、その後8回の補正予算により3億1,467万7,000円を増額し、これに前年度からの明許繰越額1億7,604万5,000円を加え、最終予算額は35億2,072万2,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額33億7,586万8,102円、歳出総額32億8,703万8,250円とな

り、歳入歳出差引額8,882万9,852円を平成25年度へ繰り越しを行いました。次年度への繰越明許繰越金として、農業基盤整備促進事業、社会資本整備総合交付金の道路事業及び公園事業、町単独三宅2号線事業、道路維持管理事業の一般財源分1,548万7,000円と純繰越金7,334万2,852円であります。

なお、収入未済額は、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入を合わせ2,381万2,851円になります。

次に、認定第2号 平成24年度三宅町国民健康保険特別会計決算は、当初予算額8億6,031万5,000円でありましたが、その後4回の補正予算により9,624万円を増額し、最終予算額は9億5,655万5,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額9億6,447万8,897円、歳出総額9億2,476万3,777円となり、歳入歳出差引額3,971万5,120円を平成25年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は、国民健康保険税で3,719万2,447円になります。

認定第3号 平成24年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算は、当初予算額9,023万円で、その後1回の補正予算により16万円を増額し、最終予算額は9,039万円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額8,449万7,048円、歳出総額8,444万248円となり、歳入歳出差引額5万6,800円を平成25年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額はございません。

認定第4号 平成24年度三宅町介護保険特別会計決算は、当初予算額6億円で、その後3回の補正予算により1,078万7,000円を増額し、最終予算額は6億1,078万7,000円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額5億7,246万5,010円、歳出総額5億7,072万5,091円となり、歳入歳出差引額173万9,919円を平成25年度へ繰り越しを行いました。

なお、収入未済額は、介護保険料で598万5,730円になります。

認定第5号 平成24年度三宅町公共下水道事業特別会計決算につきましては、当初予算額3億4,350万円でしたが、その後3回の補正予算により20万円を増額し、最終予算額は3億4,370万円となりました。

これに対し、決算額は、歳入総額3億3,828万9,696円、歳出総額3億3,820万5,696円となり、歳入歳出差引額8万4,000円を平成25年度へ繰り越しを行いました。全額次年度への繰越明許繰越金であります。

なお、収入未済額は、下水道使用料で274万2,620円になります。

最後に、財産に関する調書についてご説明いたしますので、決算書の150、151ページをお開きください。

公有財産、(1)の土地及び建物では、売却等により、普通財産、宅地で288平方メートルの減となっております。

1枚めくっていただいて、152ページの(2)出資による権利では、山辺広域行政事務組合消防庁舎建設事業の財源に充当するため、山辺広域振興基金出資金で2,654万5,179円の減額となっております。

(3)の物品については、本年度中の増減はございません。

(4)の債権は、水洗便所改造資金貸付特別会計が平成18年度で廃止されたことに伴い、その債権49万円を一般会計へ移行し管理することにいたしましたもので、本年度は24万円の貸付金返済がございました。

(5)の基金では、財政調整基金の預金が決算剰余金による積み立てと取り崩しの差し引きで700万円の増額、公債償還基金が決算剰余金による積み立てで2,500万円の増額、介護給付費準備基金は預金利子により7万5,790円の増額となっております。

以上が平成24年度三宅町一般会計並びに各特別会計の決算の概要であります。

詳細につきましては、後日、決算審査特別委員会におきまして事項別明細書によりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げ、本日の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（馬場武信君） ご苦労さまです。

ただいま、町長並びに会計管理者の説明が終わりました。本議案の総括質疑は、11日水曜日の午前10時より行いますので、よろしく願いいたします。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（馬場武信君） 日程第21、同意第4号 三宅町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第4号 三宅町教育委員会委員の任命につきましては、9月30日に委員1名の任期が満了となることから委員の任命をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めべく提出いたしました。氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 _____。

氏名 岡本佳世子。

生年月日 _____。

再任でございます。ご同意のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場武信君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件に同意を求める件を採決いたします。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立多数と認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場武信君） 日程第22、発議第3号 地方交付税の充実・強化を求める意見書を議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） ご異議なしと認め、提出者の渡辺哲久議員より提案説明を求めます。

渡辺哲久君。

○1番（渡辺哲久君） 地方交付税の充実・強化を求める意見書について発議提案します。

読み上げます。

地方交付税の充実・強化を求める意見書。

政府は、地方公務員の給与を減額させるために、2013年度に地方自治体に配る地方交付税を約4千億円減らした。地方交付税が減額されるのは07年度以来、6年ぶりである。

全国の58%に当たる1,038の地方自治体が国の要請に応じて7月1日時点で公務員給与を削減したが、一方、東京都や愛知県、仙台市など751団体は「給与は自治体が独自に決めるべきもの」などとして応じなかった。「国を上回る行政改革で職員数の削減や人件費を抑制してきた努力がまったく考慮されていない」「一方的な押しつけである」という批判は根強い。

今回の削減措置については、国は地方に対して今年度末までとしているが、次年度以降も引き続き減額が続く、ひいては地方交付税全体の減額につながっていくことになるのではと危惧している。

現在、国の財源不足による地方交付税の不足額は、地方が「臨時財政対策債」を発行して補っているが、かつてのように地方交付税の大きな減額が再び始まることになれば、臨時財政対策債の償還費を交付税措置されてもそれは借金の返済に回るだけであり、地方財政は危機的な状況となる。

こうした危惧から、2014年度の地方交付税の総額について、政府に次の通り、対策を求めます。

記。

1、地方公務員の給与削減のために減額した地方交付金の減額を2014年度は継続しないこと。

2、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで行うこと。

3、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正を堅持・強化すること。

2013年9月5日、奈良県磯城郡三宅町議会。

以上です。

○議長（馬場武信君） 説明が終わりましたので、日程第22、発議第3号 地方交付税の充実・強化を求める意見書を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 質疑なしと認めます。質疑は終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 討論なしと認めます。討論は終了します。

お諮りいたします。

日程第22、発議第3号 地方交付税の充実・強化を求める意見書を採決します。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（馬場武信君） 本日は、これをもって散会といたします。

次回は、9月11日の水曜日、午前10時より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午前10時37分）

平成25年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成25年9月11日水曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡辺哲久	植村ケイ子	川口靖夫
中尾正巳	廣瀬規矩次	馬場武信
松田睦男	池本久隆	梅本勝久

欠席議員数（1名）

辰巳勝秀

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野孝光	副町長	中村吉代茂
教育委員長	岡本真寿美	未来創造部長	東浦一人
総務部長	中川章	土木環境部長	岡本豊彦
くらし創造部長	松本幹彦	会計管理者	向井理則
幼稚園長	吉井五十鈴	教育委員会次長	吉田明宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土江義仁	モニター室係	森本典秀
モニター室係	松浦祐佳		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1番議員	渡辺哲久	2番議員	植村ケイ子
------	------	------	-------

平成25年9月三宅町議会第3回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成25年9月11日 水曜日

午 前 10時00分 再 開

- 日程第1 認定第1号から認定第6号までの6議案に対する決算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第65号から承認第12号までの9議案・1承認に対する質疑、各委員会付託について
- 日程第3 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（馬場武信君） 少し早いですが、全員そろっておりますので会議に入ります。

平成25年9月三宅町町議会第3回定例会を再開いたします。

議員各位には、公私ご多忙の中ご出席を賜り、心から敬意を表する次第であります。

初めに、9番議員、辰巳勝秀君より、病気により本日の欠席届が出ていることを報告いたしておきます。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、定例会は成立します。本日の会議を開きます。

（午前 9時56分）

◎議事日程の報告

○議長（馬場武信君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておるとおりでございます。

◎認定第1号～認定第6号の決算審査特別委員会付託について

○議長（馬場武信君） 日程第1、認定第1号 平成24年度三宅町一般会計決算認定についてから認定第6号 平成24年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの6議案は、さきに設置しました三宅町決算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーの私を除く全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第65号～議案第73号、承認第12号の総括質疑、各委員会付託について

○議長（馬場武信君） 日程第2、議案第65号 平成25年度三宅町一般会計第3回補正予算についてから承認第12号（専決処分事項報告）伴堂保育所大規模改修工事にかかる請負契約の変更についてまでの10件を一括議題とした総括質疑の通告者がいないため、総括質疑は終了します。

お諮りします。

議案9件、承認1件は、各常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案9件、承認1件は、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長(馬場武信君) 次に、日程第3、一般質問を議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 松 田 睦 男 君

○議長(馬場武信君) 最初に、7番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

松田睦男君。

○7番(松田睦男君) ただいま、議長の許しを得ましたので一般質問を行います。

ご当地ナンバーについてということで、国土交通省が募集した自動車のご当地ナンバーで、「飛鳥」の導入が応募地域中唯一見送られたが、橿原市や明日香村など4市町村は、8月2日、引き続き周辺自治体に参加を呼びかけ、自動車台数をふやして、10月末までに再度申請すると考えを明らかにしたと新聞は報道しております。

ネックとなったのは、やはり自動車台数の、他の都県9地域が10万台から20万台と比べて5万台弱と、著しく少なかったことが見送られた決定的な要因となった。

ただ、ナンバーを利用した地域の一体化、地域や観光の振興という構想は、同省の有識者会議でも高く評価されたといい、同省自動車情報課では、他の自治体に積極的に呼びかけており、再申請を認めることにしたと説明、再度申請を受けて、年内の導入の可否を改めて判断するとしている。

このため、橿原市などは、飛鳥時代のゆかりの歴史資産がある近隣の桜井、香芝、広陵、田原本、三宅、川西の6市町に「飛鳥」ナンバーの参加を打診したと報じています。

我が三宅町も、ご当地ナンバーが一带の観光振興に有益なものに間違いないのではないのでしょうか。地域全体で賛成できるような、行政、議会が一体となって取り組むべきだと思いますが、行政側はどのようにお考えなのでしょう。

今回は、議長の計らいで、この質問に対しての回答書もいただいております。また、これに基づいて、回答いかんでは自席から再度質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（馬場武信君） 答弁願います。

○町長（志野孝光君） 7番、松田議員の一般質問につきましては、未来創造部長が回答申し上げます。

○議長（馬場武信君） 未来創造部長。

○未来創造部長（東浦一人君） 失礼します。

それでは、松田議員のご当地ナンバーについて回答いたします。

ご質問にもございましたように、ご当地ナンバー「飛鳥」の導入についての要望は、対象地域の登録台数の基準である10万台に達していなかったとの理由で見送られたとのことでございます。国土交通省によりますと、対象地域が拡大等されれば再検討するとされています。これを受けて、橿原市は、隣接する2市4町に参加を呼びかけ、再度、国土交通省に導入を要望するとのことでございます。

自動車登録台数に関しまして、平成23年度奈良県統計年鑑によりますと、「飛鳥」ナンバーを要望する4市町村で、橿原市4万1,346台、高取町2,868台、明日香村2,307台、吉野町3,980台で計5万501台となっております。今後、2市4町が参加すれば約12万台となり、国が求める基準を超えることとなります。

さて、ご当地ナンバー「飛鳥」について、当町に呼びかけがございましたら、ご当地ナンバーの位置づけや活用方法を勘案し、安易に数字のみを捉えることではなく、本件が真に当町の地域振興、観光振興につながるものであるか、議会のご意見等もお聞かせいただきながら賛否の判断をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） 松田君、はいどうぞ。

○7番（松田睦男君） 今、回答いただいたんですが、隣接する2市4町に参加を呼びかける、これは呼びかけがあったんですか。その下のほうでは、呼びかけがあればというような回答でございましたが、今の時点では、まだ呼びかけがあったのか、ないのか、そこらをお答え願いたいと思います。

○議長（馬場武信君） 未来創造部長。

○未来創造部長（東浦一人君） ただいまの松田議員さんの呼びかけがあったのかどうかというご質問でございますが、実は9月3日にご当地ナンバー「飛鳥」についての説明会がございました。その説明会に先立ちまして、8月27日に植村高取町長、森川明日香村長のほうが

来庁されまして、説明会があるので参加してくれとのことでしたので、私が参加させていただきました。

その当日の説明会では、それぞれ中南和、北和を含めた隣接市町村で、ご当地ナンバー「飛鳥」ということの総称に関してどうかというような議題になりまして、再度検討するということで、9月24日に第2回目の説明会が開かれるということで、これも私のほうで出席し、説明会に参加させていただく予定とさせていただきます。

いろいろ、その説明会等、また隣接町村の考え等を検討しながら、それもあわせて、今後、参加の是非について判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（松田睦男君） 9月3日に説明が、第1回目があったということですね、それで今度24日にあると。

このご当地ナンバーというのは、私自身は地域振興あるいは観光面、そしてこの京奈和ができて、そして三河にも京奈和のインターができるというようなことをあわせると、どうしても経済面、観光面では、これは非常に有効に活用するんじゃないかというふうに思いますので、できたらこういうことには積極的に参加していただいて、この三宅町のみならずこの地域が活性化するような方向でぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（馬場武信君） では、松田睦男君、ご苦労さまでした。

◇ 廣 瀬 規矩次 君

○議長（馬場武信君） 続きまして、廣瀬規矩次君の一般質問を許します。

はい、廣瀬君。

○5番（廣瀬規矩次君） 議長のお許しがございましたので、これより一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、今回の奈良地裁の判決と随意契約の総括及び現状の発注業務の精査でありますけれども、今回の幼稚園バスの運営業務について、運送業者との随意契約を不当として870万円の弁済の判決が奈良地裁よりありました。

町よりは、判決を不服として控訴され、また一般入札に値する分425万何がしについては権利放棄で議会の発議をいたしました。この件については、私も妥当であると判断し、賛成をいたしました。

いずれも可決をされましたが、今回の随意契約をめぐる判決について、町長は多岐にわたりそのときにいろんな思いをされたことであろうと思いますが、第1回町長就任以来、この件についても町長はいろいろと努力されたこととはと思いますが、どのように取り組まれ、結果としてはできなかったことについて所見をお聞かせいただきたい、このように思います。

地方自治法でも、一般入札を優先するように規定されております。また、随意契約はゼロではないと思いますが、それにはきちっとした正当性がなければなりません。また、今回の事件の教訓を生かし、三宅町の発注業務の中でこのようなことが再発しないためにも、職員が一体となって考察していかなければなりません。そのために職制変更もあったことですから、心を一にして取り組んでいただくことが肝要であろうと、このように思います。

このことについて、町長の指導力が問われるところでございますが、町全体としてこの教訓を生かし、三宅町としてどのように取り組み、町長がどのように指導力を発揮されているか、お伺いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） 町長。

○町長（志野孝光君） 5番、廣瀬議員からのご質問の、今回の奈良地裁の判決と随意契約の総括及び現状の発注業務の精査についての幼稚園バス運行業務につきましては、まちの広報誌みやけ9月号において、教育委員会より既に、三宅町損害賠償請求事件の判決と控訴についてと題して、私が就任した平成20年7月から平成25年度までの取り組みとして報告されているとおりでございます。段階的に取り組んできた結果、今年度から入札実施となっております。

続きまして、随意契約の総括及び現状の発注業務の精査につきましては、地方公共団体の契約は、公共福祉の向上に資するために行う事務事業達成の手段として締結されるものであり、またこれら契約の多くは公金の支出を伴うことから、その締結までの手続等につきましては、公平性、透明性が要求されるものがございます。

ご存じのとおり、契約方式について、日本ではあくまで一般競争入札を原則として定めておりますが、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項の規定により、例外的な方法である随意契約を選択する場合もございます。

国においても、平成18年8月、財務省通達「公共調達適正化について」により、競争性のない随意契約への見直し等が定められ、本町においても、必要以上に安易な随意契約はせず、競争入札を基本として契約業務を実施してまいったところでございます。

今後、随意契約につきましては、さらに契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性の

確保を図る観点から、再度点検を強化し、個々の契約ごとの特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的に総合判断し、情報公開請求等があっても説明ができるように、より一層厳格な契約業務に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で廣瀬議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（馬場武信君） 廣瀬議員、ありますか。

はい、どうぞ、廣瀬君。

○5番（廣瀬規矩次君） 今、町長から答弁がありましたように、町の発注業務は地方自治法でも一般入札するというのが原則でありますけれども、まれに、やはり随意契約あるいはそれに類似するようなものがないとは限りません。なぜなら、例えば電算システムのようなメンテナンスを繰り返す中、やむを得ないものもあろうと思ひ、これは私の推測ですけれども、しかしせっかく職制の変更もあったことですから、心を一にして、まずその部署で発注業務についてを精査し、町長が総括でチェックを行うシステムにやっぱり持っていかないと、何でもかんでも町長に判断を委ねるのではなく、職員全員がこの意識を持って臨んでいく必要があると思ひます。

このような事件を契機に、心を引き締めて、職員の皆さん、そして町長を初めとして、町長は総括で、職員の皆さんは個々にこの発注する内容が適切であるかどうか、そのところを切に考えていただいて、町の運営に役立てていただきたいと、このように思ひます。

以上で、もう答弁は結構です。

○議長（馬場武信君） ご苦労さまでした。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（馬場武信君） 続きまして、1番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

はい、渡辺君。

○1番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

三宅町デイサービスの委託契約について質問を行います。

まず、質問の趣旨、あざさ苑3階の三宅町デイサービスの事業委託契約の内容を、事業者負担をふやす方向で見直しを行うべきであると思ひます。町として見直しを検討するつもりはありますか。

質問の理由です。

現在、あざさ苑の三宅町デイサービスは、開設以来、医療法人清和会に委託され十数年が

経過しています。

設立当初は、受託してくれる法人探しも難航し、立ち上げ当初の経営的困難さも考慮して、事業で使用した水光熱費の負担は当然として、それ以外ではごく一部の維持管理費用の負担など、破格に優遇した条件で契約されてきました。その後、小規模な破損や修理費用の自己負担など、幾らかの負担増を契約更新時に見直してきましたが、事業所にとっては依然として優遇された契約になっていると考えています。

三宅町が委託という形で介護保険サービスの基盤を支えることは、今後とも意義のあることと考え、事業の継続を望みますが、委託契約の内容については大幅に見直すことが必要であると考えます。

町の財政が依然として余裕がない状況で、京奈和高速道三宅インター開設を契機とした町づくりや高齢化が進む町の下支えのためにも財源の確保が大切です。

事業委託や指定管理における事業者の費用負担については、全国的にもさまざまな動きが出ています。収益の一部を町に返還させるやり方も聞きますし、奈良県内では、生駒市が市民病院の指定管理について、固定資産の減価償却相当額の事業者負担を決めています。

三宅町デイサービスの経営状況は極めて安定していますし、三宅町として事業者により多くの負担を求めることは決して不当とは言えません。

三宅町デイサービスの現在の委託契約の終了は2015年3月と、まだ先ですが、委託契約の内容の根本的な見直しを行うとするならば、今からでも調査研究を重ね、来年12月議会までには委託契約の見直し案が作成できていないと間に合いません。1年強の時間は、決して長くありません。

町長が先頭に立って、担当部署がこの問題に本気で取り組んで成果を出していけるようにしていただきたい。町長の考えを聞かせてください。

以上です。

○議長（馬場武信君） はい、答弁者。

はい、副町長。

○副町長（中村吉代茂君） 1番、渡辺議員の三宅町デイサービスの事業委託契約について回答いたします。

あざさ苑3階のデイサービスの事業委託契約の内容を、事業者負担をふやす方向で見直しを行うべきとありましたが、三宅町デイサービスセンターの管理運営は、三宅町デイサービスセンター条例に基づき、民間のノウハウを幅広く活用することにより施設の利便性、快適

性を高め、効率的に管理することを期待し、指定管理制度により指定管理者に管理運営を託しております。

公の施設は、その立地条件や性格上、利用料金だけでは採算がとれない施設が多い中で、本施設は収支バランスを得やすいことから利用料金制を適用していることによります。

介護保険法による居宅介護サービス費等の利用料金収入によって、指定管理にかかる経費を賄っていることとなります。指定管理業務を適切に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費削減など指定管理の経営努力により生み出された剰余金については、インセンティブ効果が発揮されるよう、精算による返還は求めておりませんし、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合も、町からの補填を行っていないのが現状であります。

しかしながら、議員お述べのとおり、町の財政が厳しい折、生駒市の市民病院指定管理の事例も含め、県内並びに近府県その他市町村等の事業委託・指定管理における制度等の調査を行いまして、次の三宅町デイサービスセンター指定管理仕様書における利用料金の収益の取り扱いなどについて見直しを行う方向で検討してまいります。

以上で渡辺議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（馬場武信君） 渡辺君、再質問ありますか。

はい、渡辺君。

○1番（渡辺哲久君） この件については、私も過去一度質問しましたし、植村議員からも一般質問で質問がなされています。

経営の状況が厳しいのであれば、もちろんこういう質問は出てこないもので、十分そういう見直しが可能であろうという具体的な状況に基づいて質問をしています。

やっぱり当初、非常に優遇した形で始まったのは、質問でも述べさせてもらったように、事業立ち上げ時のリスクを行政が支えるという仕組みがなければ指定管理自身が成立しなかったという経過もありまして、そこについては妥当であったと思うんですが、もう十分に初期の立ち上げの支援の時期は終わっておりますし、資料請求なんかから見ても、かなり安定した経営状況にあるのは事実なので、見直すことは十分可能であると思います。

たくさん事例があるわけではないので、ぜひいろんな努力をしていただいて、各担当の部局の方も、かなり一生懸命探しに行かないと事例を見つけるというのは簡単ではないかもわからないんですが、少なくとも県内では生駒市のやり方も一つありますし、ちょっと力を入れて調査、研究して、どういうあり方があり得るのか、ぜひいい結果を出せるように、また

担当部署、町長含めて努力を続けていっていただきたいということを要望します。

回答は不要です。

○議長（馬場武信君） 渡辺哲久君、ご苦労さまでした。

◇ 中 尾 正 已 君

○議長（馬場武信君） 最後に、4番議員、中尾正已君の一般質問を許します。

中尾正已君。

○4番（中尾正已君） 一般質問をさせていただきます。

省エネ対策について。

原発事故後、エネルギー政策の転換が大きな課題となりました。電力分野でなく、社会全体で考えるテーマとなりました。

電力事情も、省エネ対策として防犯灯、公共施設等へのLED照明の導入を検討すべきと考えます。LED照明の導入は、電気料金値上げによる財政負担の軽減を図るだけでなく、故障がしにくい、また二酸化炭素排出量の削減といったメリットがあります。

しかし、切りかえると照明器具が高く、予算確保も難しいと考えます。そこで、町として、今後、LED照明を長期的に導入計画があるのかお聞きしたい。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） 答弁者、町長。

○町長（志野孝光君） 4番、中尾議員の一般質問につきましては、総務部長が回答を申し上げます。

○議長（馬場武信君） はい、中川総務部長。

○総務部長（中川 章君） 4番、中尾議員からご質問のありました省エネ対策についてご回答をさせていただきます。

近年、東京電力福島第一原子力発電所の事故からエネルギー政策の大きな転機が訪れ、電力の分野だけでなく、社会全体で考えなければならない課題となっています。

特に、二酸化炭素排出量削減のため、世界各国で白熱電球を廃止する動きが広がる中、日本でも平成20年、経済産業省の地球温暖化問題に関する懇話会において、2012年までに白熱電球の製造、販売を中止し、原則として電球型蛍光灯などへの切りかえの実現を目指す方針が打ち出されました。

それに伴い、電力需要が多大な我が国においては、電球型蛍光灯や電球型LEDラン

プなどの省エネランプへの切りかえ、普及が加速し、逼迫する電力事情の中、公共施設等へのLED照明の導入は、省エネ対策として積極的に検討すべき課題と言えます。

本町においても、平成22年度の明許繰越事業におきまして、国における平成21年度第2次補正予算で創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金の補助率100%の交付金を利用しまして、本庁舎の階段照明の3カ所及び職員通用口外灯照明の2カ所、本議場の照明をLED照明に切りかえを行いました。また、平成23年度には、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、町道1号線の外灯14カ所におきましてLEDランプを使用した外灯に切りかえを行いました。

事業計画には補助制度を活用することを念頭に置いて予算確保しているのが現状でございます。

その他の省エネ対策といたしまして、三宅幼稚園でも、現在工事中であります。玄関軒下のダウンライト2カ所をLEDランプの設置を予定し、特に保育所では、省エネタイプで照度が高い高周波点灯専用型のFHF照明を使用することにより節電効果を考えております。さらには、三宅小学校を含む全ての施設におきまして、空調機器の温度設定や各照明の休憩時の時間的消灯、一部の照明ランプの取り外しを行い、公共施設として率先した節電、省エネ対策を実施しております。

また、当初、防災対策として設置いたしました三宅小学校及びあざさ苑屋上のソーラーパネルにおきましても、少量の節電効果があり、今後、さらに推進していくべき課題であると考えます。

ただ、LED照明への切りかえにつきましては、議員もご承知のとおり、器具が高価で、予算確保にも時間を要し、また導入後もある程度の負担を強いられることは必然です。こうしたことから、今後も逼迫する電力事情と省エネ対策を推進していく上で、事態を打開できるよう検討し、財政事情と節電効果の関係を見ながら、補助制度を活用した事業を原則に検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご協力を賜りますようお願いいたします。

以上で一般質問へのご回答とさせていただきます。

○議長（馬場武信君） 中尾君、ありますか。

はい、中尾君。

○4番（中尾正巳君） LEDの照明に切りかえされましたこの件につきまして、その効果というのは、電気料金も値上げになりまして、電力自体、省エネになっていまして、その効

果というのがありますか。

○議長（馬場武信君） はい、どうぞ。

○総務部長（中川 章君） ただいま、中尾議員の再質問ですけれども、効果は、例えば庁舎の電力につきまして、一般的には電力料金の値上げをされておりますけれども、平成25年4月以降の料金改定による値上げの影響につきましては、庁舎を参考にしますと、法人の高圧電力A Sメニューというメニューになっております。

その庁舎の電力の使用量につきましては、基本料金につきましては、庁舎につきましては、今回、基本料金に改定がございません。その他の電力単価におきまして、1キロワット当たり約2円程度の値上げがされているということから、家庭用の電力のように電力使用量による単純な単価計算だけでなく、法人の自由化分野の電気料金につきましては、高圧電圧全ての複雑な計算方法と燃料費調整単価、太陽光発電促進付加金単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価等の算出結果から求められるものでありまして、その従量方法から電気料金には、庁舎に関しましてはさほど影響がないと、これは過去3年のデータも持っておりますけれども、その辺のデータからしますと、その年の電力の使用量も若干異なりますので、ほとんど変動はないということで推移しておりますので、先ほどご回答させていただいたとおり、施設のLED化を踏まえた節電及び省エネ対策の推進をするために、今後の財政状況を見ながら、補助金事業を原則に、先ほども申しましたように進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（馬場武信君） 中尾君、よろしいか。

はい、それでは中尾正己君、ご苦勞さまでした。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場武信君） これをもちまして、本日の日程は終了いたします。

なお、12日より17日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、9月20日午後1時30分より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞さまでした。

（午前10時33分）

平成25年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成25年9月20日金曜日午後1時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡辺哲久	植村ケイ子	川口靖夫
中尾正巳	廣瀬規矩次	馬場武信
松田睦男	池本久隆	梅本勝久

欠席議員数（1名）

辰巳勝秀

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野孝光	副町長	中村吉代茂
教育委員長	岡本真寿美	監査委員	片岡嘉夫
未来創造部長	東浦一人	総務部長	中川章
土木環境部長	岡本豊彦	くらし創造部長	松本幹彦
会計管理者	向井理則	幼稚園長	吉井五十鈴
教育委員会次長	吉田明宏		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土江義仁	モニター室係	森本典秀
モニター室係	古川知津		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員 渡 辺 哲 久 2 番 議 員 植 村 ケイ子

平成25年9月三宅町議会第3回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成25年9月20日 金曜日

午 後 1時30分 再 開

日程第1

特別委員長及び常任委員長報告

- (1) 決算審査特別委員会委員長報告
- (2) 総務建設委員会委員長報告
- (3) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（馬場武信君） 長らくお待たせいたしました。

平成25年9月三宅町町議会第3回定例会を再開いたします。

初めに、9番議員、辰巳勝秀君より、病気により本日の欠席届が出ていることを報告いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午後 2時17分）

◎議事日程の報告

○議長（馬場武信君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎決算審査議決延期の緊急動議、採決

○議長（馬場武信君） 日程第1、決算審査特別委員長及び各常任委員長の報告についてを議題とします。

去る9月11日の本会議において、常任委員会並びに決算審査特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、9月12日と13日に開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員長、渡辺哲久君。はい、渡辺君。

○7番（松田睦男君） 議長、その前に、ちょっといいですか。

○議長（馬場武信君） 何か。

○7番（松田睦男君） この9月議会に、教育長、一回も顔を出していません。ただ、私の聞くところによったら、ちょっと体調を崩したということだけで、そのちょっとはどれぐらいか、議長のほうにどういう教育長からの届け出があったのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（馬場武信君） 教育長は、体調を崩されて、しばらく休まれるということだけ報告を受けております。

○7番（松田睦男君） 診断書か何か出とるんですか。

○議長（馬場武信君） 診断は出されたというには耳にしております。

○7番（松田睦男君） それは確認されていますね。

○議長（馬場武信君） 耳にしております。

○7番（松田睦男君） 耳にしているだけね。

○議長（馬場武信君） はい。

はい、渡辺委員長。

（「渡辺委員長が、緊急動議させてもらいます」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 委員長報告に緊急動議ですか。

（「その前にやらないと、発表してからの動議をやる」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 動議内容は。

（「動議内容は、決算に対しての採決であります」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） それを、はい。

○5番（廣瀬規矩次君） 今回の幼稚園バスの運行のこのことについては、私は随意契約をめぐって、権利の放棄から、そして——との異議申し立て、あるいはこの附帯決議案等々で大変な関心も持ち、そしてまた大変なエネルギーを費やしたのも事実であります。

今回、決算書の137ページのところに除草・消防何がしの委託料が123万5,862円ですか、この中に105万円というのが弁護士の着手金として含まれているようです。これは、先ほど説明を受けましたけれども、やっぱり5分とか1時間の釈明では、私、説明では、なかなか納得しがたいところがあります。

ですから、きょう採決をとるのであれば、やっぱり私もいろいろ考えるところがありますから、吉井先生の今説明を受けた内容については、私は真摯に受けて、この決算書について賛成したい、このように思っています。ですから、きょうの採決についてはワンクッションおいて、そしてこの記載の誤りの釈明と、それから弁護士費用の扱いについてはどうするかということを書面で説明していただいて、そして我々議員仲間内でもう一遍議論をして、私は賛成をしたい。

ですから、きょうは、採決の賛否については保留していただきたい、このように思います。そのほうが、議会として円満に解決するのではないかと、このように思います。

○議長（馬場武信君） はい、ほかに。

はい、川口君。

○3番（川口靖夫君） 今、廣瀬議員がおっしゃいましたことは、私も全く同感でございます

ので、よろしくをお願いします。

○議長（馬場武信君） 今、廣瀬議員からの緊急動議は、決算委員会の決議を延期せよという緊急動議ですね。

○5番（廣瀬規矩次君） はい。

○議長（馬場武信君） では、お諮りします。

廣瀬議員からの緊急動議を賛成とする方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（馬場武信君） はい、挙手多数ということで、決算審査の議決は後日に延期いたします。

それでは、ただいま決算審査の議決が延期されましたので、決算審査特別委員会の報告は後日に求めます。

◎常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（馬場武信君） 続きまして、9月17日午前10時より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会副委員長、池本久隆君。

はい、どうぞ、池本君。

○総務建設副委員長（池本久隆君） それでは、総務建設委員会の報告をさせていただきます。

去る9月11日、第3回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました各議案について、17日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告させていただきます。

まず、議案第65号 平成25年度三宅町一般会計第3回補正予算案について、歳入では、地方特例交付金で181万1,000円の減額、地方交付税においては、算定の結果により5,707万1,000円の増額となっております。

負担金は、産業経済負担金として87万7,000円が受益者より負担されております。

国庫支出金では、総務補助金として緊急雇用創出事業交付金で241万3,000円の増額補正が、県支出金で、総務補助金として奈良モデル推進補助金663万9,000円が、農林水産業補助金として公共建築物木造木質化推進事業補助金65万円の増額補正が行われております。

繰越金は、前年度歳計余剰金繰越金6,334万2,000円が増額補正されております。

雑入は、消防団員安全装備などの助成金として16万4,000円の増額がされております。

町債では、臨時財政対策債で570万円減額の補正がされております。

次に、歳入について。

総務費では、一般管理費で、新規採用試験の経費と臨時職員賃金及び退職手当負担金の増額を合わせて587万7,000円の増額補正がされております。

企画費は、電算関係で委託料の減額と印刷用紙の増額、瓢箪山整備事業の減額は補助事業を活用するための減額がされ、合計469万円の減額補正であります。

次に、財政調整基金費では、財政調整基金及び公債基金積立金へ合わせて1億1,000万円を積み立てるための増額補正が行われております。

農林水産業費では、農地費で受益者負担金返還分として88万円の増額。

商工費では、特産物推進事業として、新たに23万2,000円の増額がなされております。

土木費では、道路橋梁費で、1号線で物件補償鑑定額の増額75万2,000円、都市計画費では、公共下水道事業への繰出金578万1,000円が増額されております。

消防費では、災害に強い町づくり事業として、E m - N e t 用の機器の委託料45万1,000円と消防団員備品16万5,000円が増額されております。

次に、審査の経緯について。

歳入歳出とも、科目ごとに審議を行い、本委員会は異議なく、賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第69号 平成25年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算については、歳出において、石見地区で取り出し管工事が生じたため、増額補正1,058万1,000円であり、歳入は、本工事に係る一般会計からの繰入金と下水道事業債合わせて1,058万1,000円の増額であり、全員賛成で原案どおり承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審議を行い、おのおの原案どおり承認いたしましたことを報告申し上げ、副委員長報告といたします。

○議長（馬場武信君） 続いて、9月17日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、梅本勝久君。はい、どうぞ。

○福祉文教委員長（梅本勝久君） 福祉文教委員会の委員長報告を行います。

去る9月11日、第3回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、17日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告い

たします。

議案第65号 平成25年度三宅町一般会計第3回補正予算案について、歳入では、国庫負担金で保育所運営費が39万9,000円の増額と、国庫補助金では保健事業補助金が32万3,000円減額されています。

県支出金は、保育所負担金として19万9,000円の増額補正であります。

次に、歳出では、総務費中の戸籍住民基本台帳費で、改ざん防止用紙の印刷代として11万6,000円が増額されております。

民生費では、社会福祉費で、総合センター備品で洗濯機購入として4万円の増額、解放会館費ではパート職員賃金167万3,000円の増額がされています。

児童福祉費では、子ども・子育て計画策定委員報酬と保育所委託料合わせて36万円の増額で、幼児園費では6カ月間の人材派遣費として146万5,000円の増額が図られております。

次に、衛生費では、がん検診等の経費で51万3,000円が減額補正されております。

教育費では、中学校費で負担金1,419万円の減額と、社会教育費で職員人件費で194万円の増額補正であります。

次に、審査の経過について。

歳入歳出で担当職員から丁寧な説明を受け、本委員会の所管に係る議案等について、全員賛成で原案のとおり承認をいたしました。

次に、議案第66号 平成25年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算案について、歳入は、前年度繰越金の確定による3,771万5,000円の増額補正をされ、歳出では、国庫返還金と退職者療養給付還付金等を合わせて618万9,000円の増額及び財源の調整で予備費増額3,152万6,000円に伴う補正であり、原案のとおり全員賛成で承認をいたしました。

次に、議案第67号 平成25年度三宅町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算については、歳入は前年度繰越金確定による5万6,000円の増額、歳出では、予備費に5万6,000円の増額補正を伴うものであり、原案のとおり全員賛成で承認をいたしました。

議案第68号 平成25年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算については、歳入で、過年度分介護給付費国庫負担金63万7,000円、過年度分介護給付費交付金21万6,000円、過年度分介護給付費県負担金52万1,000円と前年度繰越金172万9,000円の確定による増額がなされております。

歳出では、国庫支出金等返還金73万9,000円の増額であり、予備費においては、予算額の調整で137万2,000円の増額を、また介護給付費準備基金への積み立てで99万2,000円が補正

されており、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第70号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部改正で延滞金の割合の引き下げに合わせ、普通徴収にかかる介護保険料の延滞金の割合の引き下げを行う条例の改正であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第71号 子ども・子育て会議設置条例の制定については、子ども・子育て支援法（平成24年度法律第65号）の制定を踏まえ、町が実施する児童福祉法その他の子供に関する法律による施策について調査審議する機関を設置する必要があるための制定案であり、所掌内容と委員の内容等を確認し、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認をいたしました。

議案第72号 三宅町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定案について並びに議案第73号 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定案については、児童館や放課後児童健全育成施設（学童保育クラブ）は、子供の安心・安全な居場所として、また地域の子育て支援の拠点として多様なサービスの提供と、今までにも増して効率的な上記施設の運営を行う必要があるため、指定管理者制度の導入が可能になるよう関係条例の一部改正であり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認をいたしました。

承認第12号（専決処分事項報告）伴堂保育所大規模改修工事に係る請負契約の変更案については、契約に一部変更が生じたため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をされており、工事の内容等説明を受け、変更契約内容を確認し、本委員会は原案のとおり全員で承認をいたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました議案の審議経過であり、慎重に審査を行い、おのおの原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（馬場武信君） はい、ご苦労さまでした。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し、質疑を許します。ただし、平成24年度三宅町一般会計特別会計歳入歳出決算は除きます。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 討論なしと認めます。討論は終わります。

お諮りします。

議案第65号 平成25年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第66号 平成25年度三宅町国民健康保険特別会計第1回補正予算についてより議案第69号 三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算についてまでの4件を採決いたします。

本4件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立全員と認めます。

よって、本4件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第70号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第71号 子ども・子育て会議設置条例の制定についてより議案第73号 三宅町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を採決いたします。

本3件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立全員と認めます。

よって、本3件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

承認第12号 (専決処分事項報告) 伴堂保育所大規模改修工事にかかる請負契約の変更に
ついてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎会期の延長

○議長（馬場武信君） お諮りします。

追加議案として、会期の延長をお諮りいたします。

会期を9月27日金曜日まで延長することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月27日まで延長いたします。

◎発議第2号についての発言

○議長（馬場武信君） 以上で本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

最後になりましたが、審議終了後に、7月臨時議会で議決されました発議2号に係る案件で発議者から申し開きの発言願いが出されておりますので、これを許可いたします。

発議者、廣瀬規矩次君、はい、どうぞ。

○5番（廣瀬規矩次君） 今、議長のほうから指摘がありましたように、過日の7月19日の臨時議会において、発議第2号で奈良地裁が当町に命じた志野孝光町長に対する損害賠償請求権を放棄する件について、発議文の内容をめぐり————より異議の申し立てがございました。これは、発議文に個人名が出たこと、そしてまた5番、6番についてどのように考えられているのかということであります。

発議関係者と同社と話し合いを行い、双方の意見調整をする中、1、議会において謝罪をする、そして2番目に、この文書を三宅町ホームページにアップする、こういうことで合意をいたしました。

これから読み上げます文書をもって、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

志野町長に対する損害賠償請求権を放棄する発議文の精査とおわびということで、発議文そのものに貴————を誹謗中傷した内容は一切ありません。議会において、発議文では、実名を掲げ、調査に基づいた事実を公表し、審議するのが原則であり、文章が著しく

阻害したものであるとは認識しておりません。ただ、発議に対し、貴————に声かけをする等、事前の配慮が不足していたことについておわびを申し上げたいと思います。

貴社が問題視されております権利放棄の理由の5、6番に関しては、同僚議員から同じ趣旨の質問が議会でされており、答弁をさせていただいております。

5の点については、貴社とのバス運転手の委託費は、人事院勧告に依拠して決定された側面もあり、町との交渉時、三宅町の職員に準じた運転手の地位を主張されたと報告されております。

また、6に関しては、当社との契約を一方向的に破棄した場合、バス運転手の手配を初め運行手順等白紙の状態になるなど、適切なバス運行ができず、児童や保護者に迷惑をかける等混乱を危惧したためであります。

よって、つけ加えれば、話し合いを継続しながら契約を終了することが望ましいと判断したことであります。

発議者、廣瀬規矩次、賛同者、川口靖夫、渡辺哲久。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） ご苦労さまです。

この件に対しまして、議会を代表して————様にご迷惑をおかけしたことを改めておわびいたします。

長時間の慎重審議、ご苦労さまでした。

（「ちょっと関連」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） はい。

○7番（松田睦男君） よろしいか。今、ここへ発議者より提案がありましたが、大阪高裁に示された文書を我々議員は誰も知りません。それを、この議会在が認めたということで一般の住民は理解しています。我々、この控訴されたその内容を議員にお示し願いたい、こう思います。

○議長（馬場武信君） 追って検討いたします。

◎散会の宣告

○議長（馬場武信君） 長時間の慎重審議、ご苦労さまでした。

次回、9月27日まで休会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時46分)

◎再開の宣告

○議長（馬場武信君） 先ほど、会議は一旦終了いたしました。が、会期の延長を議題として、再度会議を開きたいと思っております。

(午後 3時37分)

◎会期の延長

○議長（馬場武信君） さきの会議では、会期の延長を27日までと議決いただきましたが、諸般の状況から会期を10月10日まで延期したいと思っておりますが、皆さん、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

よって、今会期は10月10日までと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（馬場武信君） これにて会議は終了いたします。ご苦労さまです。
散会いたします。

(午後 3時38分)

平成25年9月三宅町議会第3回定例会〔第4号〕

招集の日時 平成25年10月1日火曜日午後2時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡辺哲久	植村ケイ子	川口靖夫
中尾正巳	廣瀬規矩次	馬場武信
松田睦男	池本久隆	辰巳勝秀
梅本勝久		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野孝光	副町長	中村吉代茂
教育委員長	岡本真寿美	監査委員	片岡嘉夫
未来創造部長	東浦一人	総務部長	中川章
土木環境部長	岡本豊彦	くらし創造部長	松本幹彦
健康子ども部長	中田進	会計管理者	向井理則
幼稚園長	吉井五十鈴	教育委員会次長	吉田明宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土江義仁	モニター室係	森本典秀
モニター室係	松浦祐佳		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員 渡 辺 哲 久 2 番 議 員 植 村 ケ イ 子

平成25年9月三宅町議会第3回定例会〔第4号〕

議 事 日 程

平成25年10月1日 火曜日

午 後 2時00分 再 開

日程第1

特別委員長報告

(1) 決算審査特別委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（馬場武信君） 当初の予定より若干おくれましたが、これから会議に入ります。

平成25年9月三宅町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

（午後 2時19分）

◎議事日程の報告

○議長（馬場武信君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておるとおりでございます。

◎特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（馬場武信君） 日程第1、決算審査特別委員長の報告についてを議題とします。

去る9月11日の本会議において、常任委員会並びに決算審査特別委員会へ付託いたしました議案等について、委員長の報告を求めます。

9月12日と13日に開会されました決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員長、渡辺哲久君。

はい、渡辺君。

○決算審査特別委員長（渡辺哲久君） 決算審査特別委員会の報告を行います。

去る9月5日、第3回定例会本会議において決算審査特別委員会が設置され、11日に当委員会に審査付託を受けました平成24年度三宅町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計歳入歳出決算について、予算の執行が関係法令に沿って適切かつ効率的に行われたかどうか、行政効果が発揮できたか、行政サービスの提供が的確に図られているかなどに視点を置き、去る12日、13日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

最初に、ご承知のとおり、財政健全化法に係る健全化判断比率報告で、実質公債比率については、平成23年度より24年度は10.8%から7.1%になり、将来負担比率も39.4%から41.6%と基準値を下回り、今後の行政運営にますます期待をするところであります。

それではまず、平成24年度三宅町一般会計歳入歳出決算について、歳入決算額の33億7,586万8,102円で、歳出決算額は32億8,703万8,250円、歳入歳出差引額は8,882万9,852円で

あります。

次年度へ繰り越す事業として、農業基盤整備促進事業、町道2号線道路整備事業及び社会資本整備総合交付金事業ほかに係る一般財源分である繰越明許繰越金1,548万7,000円と歳計剰余金繰越金7,334万2,852円が繰り越されています。

次に、歳入について、主なものとしては、町税で6億2,522万7,133円となり、徴収率は98.0%、歳入決算額に占める割合は18.5%になっております。

地方譲与税及び各交付金収入では8,887万8,030円で、歳入決算額の2.6%であります。

地方交付税は17億1,833万9,000円、歳入決算額の50.9%になっております。

分担金及び負担金並びに使用料及び手数料では、幼稚園保護者負担金、式下中学校普通交付税負担金を初め、町営住宅使用料、幼稚園授業料並びに指定ごみ袋売払い手数料ほか各施設使用料等を含め1億1,226万6,785円で、歳入決算額の3.3%となっております。

国・県支出金では、子ども手当給付交付金等、障害者自立支援給付費負担金、緊急雇用創出交付金、活力活性化交付金、総合センター等運営費補助金、県民税徴収事務委託金、知事選挙事務委託金等を合わせて4億5,118万2,847円となり、歳入決算額の13.4%になっております。

財産収入では、事業残地売払収入、各基金利子を合わせて1,042万548円となり、歳入決算額の0.3%になっております。

繰入金では、地域振興基金繰入金及び繰越金で、前年度歳計剰余金繰越金及び繰越明許繰越金を合わせて1億1,444万3,571円となり、歳入決算額の3.4%となっております。

諸収入においては、市町村振興宝くじ収益金、住宅新築資金等貸付金元利収入、職員駐車場収入等を合わせて4,191万188円となり、歳入決算額の1.2%となっております。

町債では、臨時財政対策債、一般単独事業債、緊急防災減災事業債等を合わせて2億1,320万円となり、歳入決算額の6.3%となっております。

次に、歳出においては、予算額に対する執行率は93.4%となっており、そのうち議会費は7,196万8,161円で歳出決算額に占める割合は2.2%、総務費は企画費、徴税费等ほかで6億9,915万3,485円の21.3%の執行となっております。

民生費においては、社会福祉費、児童福祉費を含め8億8,033万1,089円の26.8%となり、衛生費は、保健衛生費、清掃費等を合わせて3億581万3,888円の9.3%であります。

次に、農林水産業費及び商工費は、合わせて6,092万1,218円の1.9%で、土木費は、道路橋梁費、都市計画費、住宅費等を含め3億470万602円の9.3%となっております。

消防費については、2億3,490万4,945円の7.1%となり、教育費では、小・中学校費及び幼稚園費、社会教育費等を含め3億4,245万2,182円の10.4%です。

公債費については、元金利子を含めて3億8,679万2,680円で11.8%の執行であります。

執行された中でも主な支出の内容は、決算のあらましから、会計全体の人件費で8億9,749万6,000円となり、歳出決算額の27.3%となっています。

補助費等については、山辺広域行政事務組合負担金、国保中央病院組合負担金、シルバー人材センター運営負担金並びに式下中学校組合負担金で3億5,514万円となり、歳出決算額の10.8%になっております。

公債費は、町債借入金の元利償還額であり、前年度の繰上償還等を行ったことにより3億8,679万3,000円となり、歳出決算額の11.8%でありました。

繰出金は、各特別会計への繰出金として4億2,291万2,000円となり、歳入決算額の12.9%を占めております。

また、投資的経費については、教育費や消防費等の事業量の増加により普通建設事業費が2億1,193万9,000円となり、歳出決算額の6.4%になっております。

次に、審査経過について申し上げます。

歳出では、総務費について、顧問弁護士契約料の内容について、固定資産評価等及び異動更新業務ほか委託内容について、民生費については、総合センター費の文化教室内容について、衛生費については、し尿処理収集委託及び再生資源回収助成内容について、商工費については、観光振興事業の内容について、おのおの質疑しました。

教育費については、バス運行委託料680万円の扱いについて、委員長より附帯決議を提案しました。

附帯決議を読み上げます。

認定第1号 平成24年度三宅町一般会計決算認定に関する附帯決議案。

7月の臨時議会において、幼稚園バス運行の委託契約について下された奈良地方裁判所の判決に対して、町長に支払いを命じた870万円のうち、5月に行われた指名競争入札の落札額から換算した444万円強の額については請求を放棄するという議員発議2号が提案され、可決されている。

平成24年三宅町一般会計決算書の中には、先般の裁判で争われた24年7月以降の平成24年8月から平成25年3月までの幼稚園バス運行委託費が含まれているが、発議2号の効力はこの期間に対しても及ぶことを確認する。

したがって、行政に対するチェック機能を果たすことが望まれる議会の責務として、この期間の幼稚園バスの運行費については発議2号の考え方を適用し、指名競争入札の落札額から換算した相当額については請求を放棄するが、平成24年度決算額との差額分については町長に負担を求めることとする。

ただし、本件は控訴により係争中であるため、裁判が終了するまでこの附帯決議の効力は保留される。判決が最終的に確定した段階で、その判決に従ってこの決議を執行する。

以上の附帯条件をつけて、認定第1号 平成24年度三宅町一般会計決算認定に関する審議を行うこととする。

平成25年10月1日、三宅町議会という附帯決議を合わせて提案しました。

次に、歳入についても異議なく承認し、一般会計の歳入歳出決算については一部賛成多数を含め原案のとおり承認しました。

続いて、決算審査特別委員会においては、このように決算案は承認されましたが、その後、幼稚園バスの運行委託をめぐる裁判の弁護士費用105万円が教育費の幼稚園費の委託費において支出されていることが明らかになりました。9月20日の議会において、「決算書にそれが明示されていないこと、理事者側からの十分な説明がなかったことから、その件について再度説明を求め、一般会計の決算案の採決はそれまで延期する」という緊急動議が出され、可決されました。

本日、本会議前に議員全員協議会が開催され、理事者側から説明を受けました。

本件裁判にかかわる弁護士費用の支出についての起案書、支出伝票の提出を受け、確認しました。

さらに、この弁護士費用については、第1に、今回の支出は、裁判が終結するまでの立てかえという性格の支出であること、第2に、裁判の弁護士費用について、全国標準の基本的考え方は、(1)町長敗訴の場合は、町長個人の負担となる、(2)町長勝訴の場合は、町が負担することもできる、(3)裁判の弁護士費用を町が立てかえることは問題ないが、裁判終結後に、裁判の結果を見て、町長に返還を求めるのかどうかを判断するというものであり、三宅町もこの考えに基づいているとの説明を受けました。

本日、一般会計決算について採決を行います。議員の皆さんは以上の説明を踏まえて判断されるようお願い申し上げます。

次に、平成24年度三宅町国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額9億6,447万8,897円に対しまして、歳出決算額は9億2,476万3,777円で、実質収支は3,971万5,120円と

なった決算内容であり、質疑としては、歳入で滞納繰り越しの調定額と収入済額及び不納欠損の内容について行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

続いて、平成24年度三宅町後期高齢者医療特別会計決算については、歳入決算額8,449万7,048円に対しまして、歳出決算額は8,444万248円で、実質収支額は5万6,800円の決算内容であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成24年度三宅町介護保険特別会計決算については、歳入決算額は5億7,246万5,010円に対しまして、歳出決算額は5億7,072万5,091円で、歳入歳出差引額は173万9,919円となり、質疑は、保険給付事業の介護サービス内容による給付事業量等の内容についての質疑を行い、本委員会は賛成全員で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成24年度公共下水道事業特別会計決算については、歳入決算額は3億3,828万9,696円で、歳出決算額は3億3,820万5,696円で、歳入歳出は同額であり、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

次に、平成24年度三宅町水道事業会計決算については、収益的収入決算額1億8,879万3,485円に対しまして、支出決算額は1億8,685万1,224円で、収支差引額は194万2,261円となっております。

また、資本的収支における収入決算額は636万3,000円、支出決算額は3,516万8,632円で、収支差額は2,880万5,632円の収入不足となるため、当年度分損益勘定留保資金から同額が補填されており、本委員会は全員賛成で原案のとおり承認いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました平成24年度各会計決算の審議経過及び費用対効果の面から審議し、一般会計中、幼稚園費について附帯決議を行い、いずれも原案のとおり一部賛成多数を含み承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

各委員におかれましては、何とぞよろしくご賛同いただくことをお願いいたします。

○議長（馬場武信君） ご苦労さまでした。

ただいま委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 質疑なしと認めます。質疑は終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

松田議員。

○7番（松田睦男君） ただいま、委員長報告がございましたが、今回のこの決算につきまし

て、一部のところで問題提起を行いました。しかし、本日、決算書の差しかえもございました。

今後、このようなことがあっては私はないというふうに思っております。だから、この前の委員会で、これは私が質問した内容で、そのときに、きょう差しかえたような内容の答弁があれば何ら問題はなかったわけです。それを、これ、こういうふうに、どこを見ても、誰が見ても、これは理解できない。

○議長（馬場武信君） 松田君、結論は、これに対する反対か、反対しとるんだと思いますんで、反対ですか、反対の理由は何か、簡潔におっしゃってください。はい。

（「賛成か反対か」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） まず、反対ですか。

○7番（松田睦男君） 私は反対です。

○議長（馬場武信君） じゃ、簡潔に。

○7番（松田睦男君） いや、議長は、いつでも議員の言うことに時間がない。幾らでもありますやんか。それを簡潔に、簡潔にね、そういうこと言わんでください。各議員にいろいろ思いがあるやろうから、思いを聞いたらどうですか。

○議長（馬場武信君） だから、論点だけおっしゃってもらって結構です。

○7番（松田睦男君） だからね、だからこういうことになるんじゃないですか。

○議長（馬場武信君） 今回は訂正されていますので、それをよしとするか否かです。

はい、どちらですか。

○7番（松田睦男君） 訂正されて……。

○議長（馬場武信君） それで結構です。もうそれ以上なかったら。

○7番（松田睦男君） ちょっと待ってください。

○議長（馬場武信君） はい、もう結構です。

○7番（松田睦男君） 何で結構やねん。

○議長（馬場武信君） 理由をおっしゃらなかつたら結構です。

○7番（松田睦男君） 何が結構ですねん。まだ何も発言終わってませんで。

○議長（馬場武信君） 次、誰か、どうぞ。

はい、廣瀬君。

○7番（松田睦男君） ちょっと待ってくれ。まだ、発言終わってないねん。

○議長（馬場武信君） 私がとめます。

はい、廣瀬君。賛成討論ですね。

(「よろしいん」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) はい、どうぞ、賛成討論。

(「馬場議長、松田君が言うてんのやから聞いたったらええねん」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) だから、言っているように、今回は討論ですから、この議案に対する賛成か否かというか、その理由だけ述べていただいたら結構なんです。それをされないから言っているわけです。

はい、松田君、されますか、もう一回。はい、どうぞ。

○7番(松田睦男君) あのね、議長はね。

○議長(馬場武信君) いいです。だから、今回に関して、賛成か反対か。反対なら反対で、その理由をおっしゃってください。それがなかったら退場命じます。

○7番(松田睦男君) 反対理由を述べてあんねん。

○議長(馬場武信君) そうです。はい、どうぞ言うてください。

○7番(松田睦男君) これね、だから、こういうのね、今までに、私が議員になってからでもね、決算書の資料の差しかえなんていうのは、これは初めてですわ。

○議長(馬場武信君) だから、はい。

○7番(松田睦男君) だから、こういうことのないように、担当者の言うこととその部署の言うことがころころ変わる、そういうことのないようにしていただきたい。

だから、今回のこの決算書につきましては、他の部局の方には大変失礼とは思いますが、私は認めるわけにはいきません。

○議長(馬場武信君) はい、オーケーです。

はい、次、ほかに賛成。

はい、廣瀬君。

○5番(廣瀬規矩次君) 私ども、ちょっと時間とって発言するのに、途中で折らないようにお願いしたい。

もともと、今回の決算認定については、この随意契約をめぐる幼児園バス運行費について、第一審の判決不服として高裁への控訴、また権利の放棄ということで、私はこれを発議したわけでありすけれども、その後、———の異議申し立てに対する対処あるいはバス運行委託契約の附帯の決議、渡辺委員長が申し上げましたけれども、それとか、今回137ページ

の裁判の着手金と、こういうところで、20日のときにこのまま採決するのであれば、先ほど言いました4番、5番のこのことについては、やっぱり真正面から説明をされていないので、私は考えざるを得ないということで会期の延長と、それから採決の保留をしたわけです。

○議長（馬場武信君） 今回は、はい。

○5番（廣瀬規矩次君） 今回。

そこで、これを仮に不認定するというようなことであったとしたときに、私は、これは影響力がない、法的な影響力がない、あるいは効力がないとしても、やっぱり町としての、三宅町としての政治的あるいは道義的、社会的な責任は負うことになると思うわけです。

ですから、私はやっぱりこれをちゃんと正して、そしてこの認定を賛成で承認したい、このように思って、今やったわけでありますけれども。

○議長（馬場武信君） はい、結構です。

○5番（廣瀬規矩次君） そういうことで、いや、待ってください、馬場議長ね、あんまり話を途中で、松田議員のときもそうやけども、そういうふうにならう終わらうとしないで、最後までよく聞いていただいて、だから、私は今のことを、いろいろまどもっとありますけれどもね、ありますけれども、申し上げて賛成の討論とします。

○議長（馬場武信君） はい、ご苦労さまです。

はい、次に反対の方。

はい、植村君。

○2番（植村ケイ子君） 款10教育費とか、さっきの、ここ言わなくてもわかっていたかと思うんですけれども、内容は、幼稚園バス運行業務委託契約の不法性をめぐる奈良地裁裁判に要した弁護士費用105万円の支出を、行政は意図的という疑いが私は思っておりますから、この決算は妥当と認められない。

内容も、2番目としては、その弁護士費用の支出を予備費から流用したと説明は受けました。流用の決定というのは、明らかに町長の決裁があったわけやと思うんですけれども、決裁があったということは町長の専決事項となるんじゃないですかね。それがあれば、議会の承認を得るべきではなかったのかということと、平成24年度では補正予算措置あるいはその専決処分承認を求める議案は提出されていなかったように思います。

したがって、弁護士費用の支出は違法であり、不法な支出を記載した決算を妥当とは認められません。

○議長（馬場武信君） はい、結構です、わかりました。

次、賛成討論の方おられますか。どなたか。

はい、川口君。

○3番（川口靖夫君） 今回の決算の査定におきまして、行政側の説明不足は、私は否めないと思います。私も一時、不信を覚えましたけれども、それを担当者は一生懸命にそういう隠す意図はなかったと釈明をされ、そして差しかえもし、一応の理解をできたと思っております。ですから、今後はもう少し、愚痴を言わせていただければ、もう少しわかりやすい、我々がわかりやすい表現の仕方、説明を率直にその都度やっていただきたいと思います。

私は賛成討論をいたして、終わります。

○議長（馬場武信君） はい、結構です。

ほかに討論ございませんか。

ありませんね。はい、討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成24年度三宅町一般会計決算認定についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

認定第2号 平成24年度三宅町国民健康保険特別会計決算認定についてより認定第6号 平成24年度三宅町水道事業会計決算認定についてまでの5件を採決します。

採決は起立で行います。

本5件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立多数と認めます。

よって、本5件は可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（馬場武信君） お諮りします。

閉会中の継続審査については、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中にお

いても、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても、継続して調査並びに審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査いたしたいと思います。

◎町長挨拶

○議長(馬場武信君) 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長より挨拶を受けることにします。

志野町長。

○町長(志野孝光君) 三宅町議会第3回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました平成24年度一般会計決算案を初めとする決算認定案6件、平成25年度一般会計補正予算案を初めとする補正予算案5件、条例の制定案1件、改正案3件、工事請負契約の変更案1件、人事の同意案1件の計17件を慎重審議いただき、全議案の可決決定並びにご同意を賜り厚くお礼を申し上げます。

今議会に提出いたしました平成24年度一般会計決算書の使途の表記について一部誤りがあり、議員皆様にはご迷惑をおかけいたしましたこととおわび申し上げますとともに、今後、このようなことのないよう十分注意を払ってまいり所存でございます。

さらには、今回の提出議案の伴堂保育所大規模改修工事にかかる請負契約変更に可決いただき、また9月18日には現場説明会で各部屋ごとに細かく説明を行い、どのような考えを持って今回の工事がなされているのか、よくご理解をいただいたところでございます。

こうしたことから、子供たちが生活時間の大半を過ごす保育所棟、ほかの環境整備を行うことができ、これからの三宅町を担う子供たちの保育・教育がさらに充実するものと考えております。

議員皆様方には、今後とも三宅町政発展のため、より一層のご協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長(馬場武信君) ありがとうございました。

以上で、平成25年9月三宅町議会第3回定例会を閉会いたします。
長時間の慎重審議、ご苦労さまでした。

(午後 2時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員